第1条 この要綱は，経済状況の急激な悪化により，売上高や利益率が減少するなど事業経営に深刻な影響を受けている市内中小企業者が，石川県信用保証協会の保証を得て融資を受けた場合に，保証料の一部を補助することにより，経営の安定に資することを目的とする。
（補助対象者）
第2条 この事業の対象者は，中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で，次の各号に掲げる条件に該当している者に限る。
（1）市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる者又は1年以上市内に居住し，市内に事業所（店舗を含 む）を開業する者
（2）4月1日から翌年3月31日までの期間に，石川県信用保証協会を利用して次条に掲げる融資制度の融資 が実行された者
（3）市税の滞納がない者
（4）保証料を一括納入した者
（補助対象となる融資）
第3条 補助対象となる融資は，追認保証小口事業資金融資のうち次の号に該当するものとし，運転資金と設備資金の資金使途ごとに区分してそれぞれ適用するものとする。ただし，追加融資についてはその融資増額分のみを対象とする。
（1）新規融資 償還継続中の当該融資が無い状態で，新規に融資を受ける場合
（2）借換え融資 償還継続中の当該融資の全部を繰上償還した上で新規に融資を受ける場合
（3）追加融資 償還継続中の当該融資に加えて，新たに融資を受ける場合
（保証料補助金の額）
第4条 保証料補助金（以下「補助金」という。）は，前条に規定する融資制度に係る借入金の保証料の一部と し，上限10万円を交付するものとする。
（補助金の交付申請）
第5条 補助金の交付を受けようとする者は，七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付申請書（様式第1号） により取扱金融機関が発行する証明書（様式第2号）を添付し，市長に提出しなければならない。 （補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは，市長は当該申請書を審査し，適当と認めたとき は，七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知する。 （補助金の請求）

第7条 前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者は，速やかに七尾市中小企業経営安定保証料補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（補助金の交付）
第8条 市長は，交付決定及び額の確定をした者について七尾市中小企業経営安定保証料補助金請求書により補助金を交付する。
（取扱期間）
第9条 この要綱による補助金交付申請書の受付期間は，4月1日から翌年3月31日までとする。
（補助金の返還）
第10条 市長は，補助金の交付を受けた者が，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金交付の決定を取消し，又は，既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。
（1）この要綱の規定に違反したとき。
（2）虚偽その他不正な手段に補助金の交付を受けたとき。
（3）借入金の繰上償還又は借換えにより，保証料の還付を受けた場合は，七尾市中小企業経営安定保証料補助金返還申出書（様式第 5 号）を市長に提出し，当該還付額のうち保証料補助金に相当する額を市に返還 するものとする。
（その他）
第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。
附 則
この告示は，公表の日から施行する。附 則
（施行期日）
1 この告示は，平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この告示の施行の日の前日までに，改正前の七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付要綱の規定により なされた処分，手続その他の行為は，この告示による改正後の七尾市中小企業経営安定保証料補助金要綱 の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際，この告示による改正前の様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要 の修正を加えて，なお使用することができる。

